

ドーピング防止活動推進事業

1. 創設年度：平成 18 年度
2. 平成 30 年度予算額：2.96 億円
3. 事業概要

ドーピングについては現在、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構（WADA）のアジア地域代表常任理事国として、国内外におけるドーピング防止体制の整備に積極的な役割を果たすことが求められており、また、ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を踏まえ、ドーピングの防止に関する教育、人材育成及び研究についての事業を行うものである。〈委託・請負〉

4. 選定理由：ア（事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの）

我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い状況にあるものの、平成 29 年度には第三者による禁止物質の混入や、禁止物質が含まれた治療薬やサプリメントの誤った使用による違反などが生じており、ドーピング防止教育において対応すべき課題が生じている。

2020 年東京大会の開催国として、日本人選手からドーピング防止規則違反者を出さないことは大変重要であり、事業内容の改善を図るための検討が必要なため。

5. 想定される論点

第三者による禁止物質の混入や、禁止物質が含まれた治療薬やサプリメントの誤使用による違反など、平成 29 年度に生じた課題を踏まえて、

- ・今後のドーピング防止教育に関する事業展開の在り方
- ・事業内容の改善を踏まえたアウトカム・アウトプットの設定について検証する。

※成果指標（平成 29 年度）

- ・ドーピング防止教育のための各種研修会の参加者数
- ・ドーピング検査員養成講習会の参加者数
- ・血液採取によるドーピング検査件数

ドーピング防止活動推進事業

(前年度予算額:201,016千円)
30年度予算額:295,913千円

我が国はこれまでユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を踏まえ、「国の役割」であるドーピングの防止に関する教育・研修・研究を行っており、国際的にも高い評価を受けてきた。

昨今のロシア陸上界の組織的なドーピング疑惑及びオリンピック選手等によるドーピングの発覚を受け、世界的規模で、アスリートやサポートスタッフのみならず、一般、特に若い世代への幅広い教育・研修活動及び巧妙化するドーピングの検出手法の開発が課題となっている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域を代表する常任理事国として、RWC2019及び2020年東京大会等の開催国として、2015年1月改訂の世界ドーピング防止規程及びWADA・IOC等からの国際的な要請に応じ、ドーピングのないクリーンな環境を整備することが求められている。

我が国において、ドーピングゼロを実現することは、2020年東京大会の成功の鍵であり、更に、クリーンな日本を世界へ発信し、ドーピングの撲滅を牽引していくことで、2020年を超えて、スポーツ立国としての地位を確固たるものとする。

ドーピング防止教育事業

100,286千円(98,784千円)

アスリートへの研修会の実施等

アスリートを対象とした研修会の開催、アウトリーチ活動の実施

サポートスタッフへの教育強化

アスリートのサポートスタッフ(コーチ、トレーナー等)に対する教育の強化

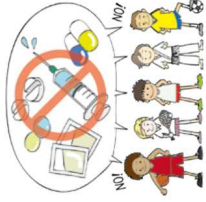


2020に出場する可能性があるユースへの教育強化、スクールプロジェクトの実施

アスリートのみならず、保護者等への教育強化
初等中等教育から高等教育まで、学校教育課程におけるスポーツの価値教育を促進するため、教材・指導マニュアル開発、モデル校の設定や認定制度の展開

医療従事者に対する教育

医師、歯科医師、薬剤師等を対象とした教育・啓発に関する調査・検討



日本からドーピングゼロを発信、国民全体が公平で公正なスポーツの価値を共有できる社会へ

ドーピング防止研修事業

159,176千円(65,781千円)

ドーピング検査員(DCO)の新規資格取得者の増加

DCO養成講習会の拡充
検体採取や守秘義務への対応に適したバックグラウンドをもつ者をターゲットとした募集活動の展開



ドーピング防止活動の量と質の両面からの強化

DCOの資質向上

抜き打ち検査の模擬研修や実際の競技会における検査などの研修機会の拡充、DCOに対する評価システムの運用

国際的なDCOの養成

DCOの海外競技大会派遣、海外からのDCOを受け入れた国内競技大会における研修機会の拡充
国際大会への対応に必要な語学研修の実施等

量の強化：DCOの増加

ドーピング検査技術研究開発事業

36,451千円(36,451千円)

最先端質量分析技術・機器を利用した検査手法開発

(例：乾燥血液スポット分析の導入)
→アスリートの精神的・身体的ストレス軽減、検査コスト削減

進化するドーピングに対応できる検出手法の開発

→外因性物質を直接特定する効率的で高質な分析の実現
→新出手法(例：Micro Doping)等への対応



研究
開発



2020
東京大会
試行



新しい国際的なドーピング防止体制の構築に向けた議論
WADA、IOC等国際機関の議論への参画強化

ドーピング検査体制のイノベーション(クリーンなアスリートを守る、精神的・身体的負担のない検査体制の構築)

政策・施策・事業整理票

スポーツ庁

政策

政策目標	11 スポーツの振興
概要	世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、「きずな」の強い世界を創る。



施策

※平成29年度事前分析表より転記

施策の概要及び達成目標のどこを達成しようとしているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

達成目標のうち、当該事業が具体的にどの達成目標にあたるのか分かるよう、該当部分を灰色に塗りつぶす。

施策目標	11-4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 (旧 11-3 我が国の国際競技力の向上)
施策の概要	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、 我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。
達成目標1	コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進、 ドーピング防止活動の推進を通じて、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を図る。



事業

※平成29年度レビューシートより転記

施策の達成目標と当該事業の目的・事業概要の関連を整理し、また当該事業の成果と上位施策との関係を明確にする。

当該事業の目的・概要・アウトカム・アウトプットのうち、どこが特に関連しているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

事業名	ドーピング防止活動推進事業		
事業の目的	ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、WADA常任理事会・理事会などの国際的な活動に参画することによって、 ドーピング防止活動の推進を図る。		
事業概要	ユネスコの国際規約で国の役割とされているドーピングの防止に関する「教育」や「研究」について、以下の事業を行う。 (1) ドーピング防止教育・研修事業 ：ドーピング違反を未然に防止するため、競技者に対する研修会等を実施し、ドーピングの害などの教育を実施 (2) ドーピング防止活動に係る人材育成事業 ：ドーピングに関する検査、教育等の活動に必要な人材を育成するため、ドーピング検査員養成講習会等を実施 (3) 高度化するドーピングに対する検査技術の開発・研究を実施 (平成25年度～)		
アウトカム	①	定量的な成果目標	(1)ドーピング防止教育・研修を促進し、研修会参加者数19,000人／年を目指す。
		成果指標	ドーピング防止教育のための各種研修会の参加者数
	②	定量的な成果目標	(2)ドーピング防止に係る人材の育成を促進し、検査員養成講習会参加者数175人／年を目指す。
		成果指標	ドーピング検査員養成講習会の参加者数
	③	定量的な成果目標	(3)血液採取によるドーピング検査増加のための研究を促進し、検査数500件／年を目指す。
		成果指標	血液採取によるドーピング検査件数
アウトプット	(1)	ドーピング防止教育のための各種研修会の開催数	
	(2)	ドーピング検査員養成講習会の開催数	
本事業の成果と上位施策との関係	各種研修会の開催等による競技者、サポートスタッフ、医師、薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動の実施、ドーピング検査員養成講習会の開催等による人材育成をはじめとした体制整備、血液採取によるドーピング検査の実施等を通じた巧妙化・高度化するドーピングへの対応などのドーピング防止活動を推進することにより、フェアプレーに徹する競技者を守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するとともに、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にすることに寄与する。		

平成29年度行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	ドーピング防止活動推進事業			担当部局庁	スポーツ庁	作成責任者	
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国際課	国際課長 今泉 柔剛	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」第19条・24条 スポーツ基本法第2条・29条			関係する計画、通知等	第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日策定) スポーツ立国戦略(平成22年8月26日策定) スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン(平成19年5月文部科学大臣策定) スポーツ振興基本計画(平成18年9月21日改定)		
主要政策・施策	-			主要経費	文教及び科学振興		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、WADA常任理事会・理事会などの国際的な活動に参画することによって、ドーピング防止活動の推進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコの国際規約で国の役割とされているドーピングの防止に関する「教育」や「研究」について、以下の事業を行う。 (1)ドーピング防止教育・研修事業：ドーピング違反を未然に防止するため、競技者に対する研修会等を実施し、ドーピングの害などの教育を実施 (2)ドーピング防止活動に係る人材育成事業：ドーピングに関する検査、教育等の活動に必要な人材を育成するため、ドーピング検査員養成講習会等を実施 (3)高度化するドーピングに対する検査技術の開発・研究を実施(平成25年度～)						
実施方法	委託・請負						
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	210.7	168.8	158.5	201	402
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計		210.7	168.8	158.5	201	402
	執行額		202.1	160	153.7		
執行率(%)		96%	95%	97%			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		96%	95%	97%			
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由			
	スポーツ振興事業委託費	195.6	396.6	ドーピング検査員の新規資格取得者の増加を図る経費及び検査員の資質向上を図る研修等の実施に係る経費等の増			
	職員旅費	4.1	4.1				
	庁費	0.9	0.9				
	委員等旅費	0.2	0.2				
	諸謝金	0.2	0.2				
計	201	402					

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
								30年度	年度	-	年度
(1)ドーピング防止教育・研修を促進し、研修会参加者数19,000人／年を目指す。		ドーピング防止教育のための各種研修会の参加者数	成果実績	人	18,041	20,321	16,197	-	-	-	-
			目標値	人	18,000	19,000	19,000	19,000	19,000		
			達成度	%	100.2	107	85.2	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	本事業の事業計画書及び事業完了報告書										
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
								30年度	年度	-	年度
(2)ドーピング防止に係る人材の育成を促進し、検査員養成講習会参加者数175人／年を目指す。		ドーピング検査員養成講習会の参加者数	成果実績	人	127	150	123	-	-	-	-
			目標値	人	142	175	175	175	175		
			達成度	%	89.4	85.7	70.3	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	本事業の事業計画書及び事業完了報告書										
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
								30年度	年度	-	年度
(3)血液採取によるドーピング検査増加のための研究を促進し、検査数500件／年を目指す。		血液採取によるドーピング検査件数	成果実績	件	291	291	335	-	-	-	-
			目標値	件	300	300	300	300	500		
			達成度	%	97	97	111.7	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	(公財)日本アンチ・ドーピング機構事業報告書										
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込		
(1)ドーピング防止教育・研修事業 ドーピング防止教育のための各種研修会の開催数			活動実績	回	181	187	178	-	-		
			当初見込み	回	208	210	190	160	175		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込		
(2)ドーピング防止活動に係る人材育成事業 ドーピング検査員養成講習会の開催数			活動実績	回	8	6	5	-	-		
			当初見込み	回	7	9	7	4	5		
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
(1)ドーピング防止教育・研修事業 ドーピング防止教育のための各種研修会開催1回当たりのコスト			単位当たり コスト	円	90,917	130,101	129,823	122,250			
			計算式	円/回	16,456,039/181	24,328,809/187	23,108,557/178	19,560,000/160			
(2)ドーピング防止活動に係る人材育成事業 ドーピング検査員養成講習会開催1回当たりのコスト			単位当たり コスト	円	219,182	197,885	591,051	574,500			
			計算式	円/回	1,315,094/6	1,187,308/6	2,955,254/5	2,298,000/4			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	11. スポーツの振興									
	施策	11-4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上（旧 11-3 我が国の国際競技力の向上）									
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 33 年度		
		オリンピック・パラリンピック競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数	実績値	件	4	2	2	-	-		
			目標値	件	-	-	-	-	0		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	各種研修会の開催等による競技者、サポートスタッフ、医師、薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動の実施、ドーピング検査員養成講習会の開催等による人材育成をはじめとした体制整備、血液採取によるドーピング検査の実施等を通じた巧妙化・高度化するドーピングへの対応などのドーピング防止活動を推進することにより、フェアプレーに徹する競技者を守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するとともに、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にすることに寄与する。										
	改革項目	分野:	-	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	成果実績	-	-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	成果実績	成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画においてその必要性が明記されるなど、政策の優先度が極めて高い事業である。スポーツ界の透明性や公平・公正性を向上させることは、誰もが安全かつ公正な環境の下でスポーツに参画できる機会を充実させるための基礎条件であり、次代を担う青少年が、スポーツを通じて、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度等を培っていくためにも重要であることから、広く国民のニーズがある事業である。 また、ドーピング防止活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資するといった目的を達成するためには、統括競技団体、中央競技団体、(公財)日本アンチドーピング機構、関係省庁との連携を図りながら事業を進めることが重要であることから、国が総合的に推進していく必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業で取り組んでいるドーピングの防止に関する教育・研修や研究は、ユネスコの国際規約において国の役割とされており、地方自治体や民間等には委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	第2期スポーツ基本計画において、政策目標として掲げている「クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」を推進するために国が取り組む具体的施策展開として、本事業内容が明記されるなど、優先度の高い事業となっている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	専門性が高く、実施体制が整っている団体が非常に少ないが、支出先の選定に当たっては、公募(企画競争)を実施しており、十分な公告期間を確保するなど、その妥当性や競争性を確保するとともに、単位当たりコストの削減に努めている。 また、一者応札に関して契約の競争性、公平性、透明性を確保すべきとの昨年度の行政事業レビュー推進チームによる所見を踏まえ、平成29年度委託先の選定に当たっては、随意契約事前確認公募への移行を行うなど適切な対応を行っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、ドーピング検査員等の人材育成や検査手法の研究開発等を通じてドーピング防止活動の体制整備を図るものであり、競技大会等の開催に伴うドーピング検査については、スポーツ団体等がコストを負担して実施されており、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託事業の契約及び委託額の確定手続きに当たっては、事業経費の費目・使途の内容を厳正に審査するなど、その合理性について適切にチェックを行っている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託事業の契約及び委託額の確定手続きに当たっては、事業経費の費目・使途の内容を厳正に審査するなど、その必要性について適切にチェックを行っている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	委託事業の契約に当たっては、事業経費の費目・使途の内容を厳正に審査するなど、コスト削減や効率化について適切にチェックを行っている。	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	<p>民間団体に対する委託事業として実施しているが、効果的にドーピング防止の体制整備を実現するためにも、統括競技団体、中央競技団体、(公財)日本アンチ・ドーピング機構、関係省庁と協議し、効率的かつ実効性の高い運用を行っているところ。</p> <p>また、ドーピング防止活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資するといった目的に資するため、各種研修会の開催数や検査員養成講習会の開催数といった定量的な目標値を設定した上で実施しており、自己評価を行うなど、着実な実施に努めている。</p> <p>成果実績及び活動実績については、当初見込みを下回っている事業もあるが、ドーピング検査員養成講習会の内容の充実や各中央競技団体による自立的な取組の促進を図ったものであり、本事業を通じたドーピング防止活動は着実に推進されている。</p> <p>さらに、当該調査研究で得られた報告書は、今後のドーピング防止活動の推進体制の整備方針を検討するための関係諸団体との協議会において使用するなど公平・公正なスポーツ界の実現のために活用されている。巧妙化・高度化するドーピングに対しては、血液採取による検査の増加を図っている。</p>
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部署・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	<p>民間団体に対する委託事業として実施しているが、効果的にドーピング防止の体制整備を実現するためにも、統括競技団体、中央競技団体、(公財)日本アンチ・ドーピング機構、関係省庁と連携し、効率的かつ実効性の高い運用を行っている。</p> <p>また、ドーピング防止活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資するといった目的に資するため、各種研修会の開催数や検査員養成講習会の開催数といった定量的な目標値を設定した上で実施しており、自己評価を行うなど、着実な実施に努めている。</p> <p>成果実績及び活動実績については、当初見込みを下回っている事業もあるが、ドーピング検査員養成講習会の内容の充実や各中央競技団体による自立的な取組の促進を図ったものであり、本事業を通じたドーピング防止活動は着実に推進されている。</p> <p>当該調査研究で得られた報告書は、今後のドーピング防止活動の推進体制の整備方針を検討するための関係諸団体との協議会において使用するなど公平・公正なスポーツ界の実現のために活用されている。</p> <p>さらに、一者応札に関して契約の競争性、公平性、透明性を確保すべきとの昨年度の行政事業レビュー推進チームによる所見を踏まえ、平成29年度委託先の選定に当たっては、随意契約事前確認公募への移行を行うなど適切な対応を行っている。</p> <p>超党派のスポーツ議員連盟において、スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律案(議員立法)の検討が進められていることから、今後、法案の検討状況や内容等を踏まえて、平成30年度概算要求内容やそれに伴う評価指標等を検討していく必要がある。</p>		
	改善の方向性	<p>支出先の選定に当たっては、引き続き、随意契約事前確認公募の実施など適切に対応し、契約の競争性、公平性、透明性を確保するとともに、今後、法案の検討状況や内容等を踏まえて、平成30年度概算要求内容やそれに伴う評価指標等を検討していく。</p>		

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の一部改善

1. 事業評価の観点：本事業は、ドーピングの防止に関する教育・研究などを行い、ドーピング防止活動の推進を図ることを目的に平成18年度以降長期に渡り実施している事業であり、事業評価に当たっては事業成果等の検証の観点から検証を行った。
2. 所見：ドーピング防止活動によりスポーツ界の透明性や公平・公正性を向上させることは、特に次代を担う青少年が、スポーツを通じて他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度等を培っていくためにも重要であり、国の事業としての必要性は認められる。しかしながら、一部の成果実績が当初の目標値に達していないことから、事業実施内容についてより一層の見直しを図るなど、原因の究明及び適切な目標設定を検討すべきである。更に、一者応札となった契約があることについては、引き続き仕様の見直しや公募期間の延長等の検討が必要である。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善

成果指標・目標については、スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律案(議員立法)の検討状況や内容、平成30年度予算編成の状況等を踏まえ、適切な成果指標の設定や指標の検討に努める。
また、委託先の選定に当たっては、平成28年度の行政事業レビューチームによる所見を踏まえ、平成29年度から随意契約事前確認公募への移行したところであり、引き続き、随意契約事前確認公募を行い、契約の競争性、公平性、透明性を確保して事業を実施する。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	358	平成23年度	359	平成24年度	387		
平成25年度	350	平成26年度	343	平成27年度	334		
平成28年度	314						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

スポーツ庁
154百万円

職員旅費等1百万円を含む

ユネスコの国際規約で国の役割とされているドーピングの防止に関する「教育」や「研究」について、以下の事業を行う。
 (1)ドーピング防止教育：ドーピングの未然防止や防止活動の人材教育のため、競技者や検査員等への教育を実施
 (2)アジア地域のドーピング防止教育：WADAアジア地域代表常任理事国として、アジア地域の人材教育を行うとともに、他国との交流を通じて国内関係者の人材教育を実施

【随意契約(企画競争)】

A.ドーピング防止教育・研修事業：120百万円
 (公財)日本アンチ・ドーピング機構

【随意契約(企画競争)】

B.ドーピング検査技術研究開発事業：33百万円
 (公財)日本アンチ・ドーピング機構

ドーピングのないスポーツの実現とスポーツ精神の促進のため、世界ドーピング防止規程に則り、国内の競技者及び支援要員に対して教育・研修を実施する。
 また、教育プログラムをより実効性のある内容とするために、ドーピング防止に関する意識・理解度等に関する調査分析や、教育・研修活動に関する事例研究を実施する。国内及び国際レベルドーピング防止活動を適切かつ円滑に実施するための人材を育成し、ドーピング防止活動を促進する。また、アジア地域のドーピング防止活動を推進するため、アジア地域のドーピング防止機関における人材の育成を実施する。

我が国における血液採取によるドーピング検査の実施、アスリート生体バースポート等の検査技術、解析技術の確立に資する研究を実施する。

C: Dried Blood Spotを検査試薬としたドーピング検査法の開発：14百万円
 (株)LSIメディエンス

D: 新規成長ホルモン検査キットの開発：10百万円
 (公財)日本分析センター

E: 低酸素誘導性因子HIFを活性化する物質の網羅的検出法の開発：5百万円
 東北大学

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
 (単位：百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.(公財)日本アンチ・ドーピング機構			B.(公財)日本アンチ・ドーピング機構		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
雑役務費	翻訳・通訳、制作費、システム利用料等	61	再委託費	再委託費	29
旅費	アウトリーチや研修等に係る旅費	16	雑役務費	派遣スタッフ等	3
一般管理費	全体の10%	11	その他	諸謝金、旅費、借損料、会議費、消費税相当額、一般管理費	1
賃金	人件費	9			
印刷製本費	教材等印刷費	7			
諸謝金	アウトリーチや研修等に係る謝金	5			
借損料	会場借上げ	5			
その他	消耗品費、通信運搬費、消費税相当額	6			
計		120	計		33
C.(株)LSIメディエンス			D.(公財)日本分析センター		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
雑役務費	医学検査費用	8	雑役務費	ホルモン抗体作製費等	7
消耗品費	分析用消耗品、検査試薬	5	消耗品費	分析用消耗品、検査試薬	1
その他	印刷製本費、通信運搬費、一般管理費	1	その他	諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、一般管理費	2
計		14	計		10
E.東北大学			F.		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
消耗品費	分析用消耗品、検査試薬	5			
その他	賃金、印刷製本費、一般管理費	0			
計		5	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本アンチ・ドーピング機構	8011505001508	ドーピングのないスポーツの実現に向け、世界ドーピング防止規則に則り、国内の競技者及び支援要員に対して教育・研修を実施する。 国内及び国際レベルドーピング防止活動を適切かつ円滑に実施するための人材を育成し、ドーピング防止活動を促進する。また、アジア地域のドーピング防止機関における人材育成を実施する。	120	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本アンチ・ドーピング機構	8011505001508	我が国における血液採取によるドーピング検査の実施、アスリート生体パスポート等の検査技術等の確立に資する研究を実施する。	33	随意契約 (企画競争)	1	100%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

平成 28 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 28-11-3)

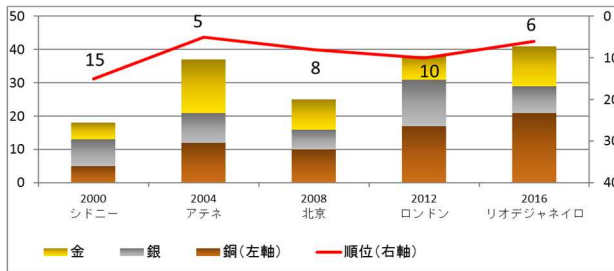
施策名	我が国の国際競技力の向上
施策の概要	今後の夏季・冬季オリンピック競技大会における、それぞれの過去最多を超えるメダル数の獲得や、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞数の実現、パラリンピック競技大会における日本代表選手の活躍等を目指し、トップアスリートへの支援を行う。また、国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献を推進する。

達成目標 1	トップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や強化・研究関係機関、地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化する。							
達成目標 1 の設定根拠	オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動などをもたらすものであるため、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画において、アスリートが、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会等の国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸政策について、相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進しなければならないと定められている。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	28 年度	
①オリンピック競技大会における金メダル獲得ランキング(位)	夏季：5 冬季：10	夏季：11 冬季：17	—	—	—	夏季：6 冬季：10	A	
	年度ごとの目標値	5	10	—	—	5		
	目標値の設定根拠	スポーツ基本計画において、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得の実現を図ることにより、金メダル獲得ランキングについて夏季大会では 5 位以上、冬季大会では 10 位以上をそれぞれ目標とすることが定められている。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	28 年度	
②パラリンピック競技大会における金メダル獲得ランキング(位)	夏季 17 冬季：8	夏季：24 冬季：7	—	—	—	夏季：64 冬季：8	B	
	年度ごとの目標値	17	8	—	—	17		
	目標値の設定	スポーツ基本計画において、パラリンピック競技大会における金メダル獲得数の前回大会順位(夏季大会 17 位、冬季大会 8 位)を超えることが、政						

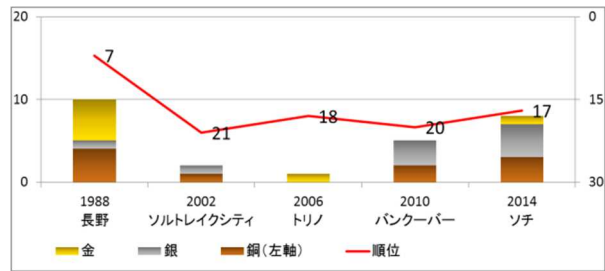
	根拠	策目標として定められている。							
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度		
①ターゲット・エイジアスリートの発掘・育成・強化を実施する競技団体数	29	—	—	27	27	29	29	A	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	29			
	目標値の設定根拠	夏季オリンピック競技種目に対応する国内競技団体の数が29である。							
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定	
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度		
②トップアスリートへのサポート実施回数(回)	434	434	498	578	883	782	650	S	
	年度ごとの目標値	450	500	550	600	650			
	目標値の設定根拠	スポーツ基本計画において、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得することができるよう、サポートを戦略的・継続的に実施することとされている。							
参考指標	基準値	実績値							
	—	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
①オリンピック競技大会における入賞者数ランキング(位)	—	夏季：8	冬季：13	—	—	夏季：14			
施策・指標に関するグラフ・図等									

オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル獲得数及び金メダルランキングの推移

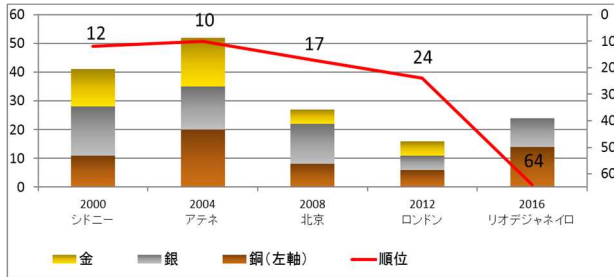
(1) オリンピック競技大会 (夏季)



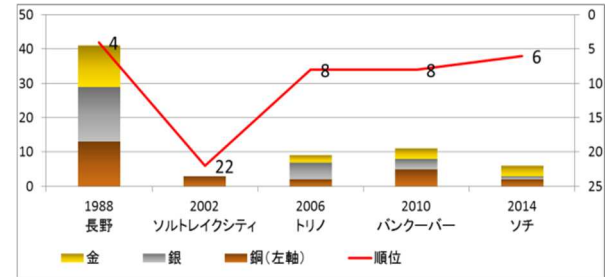
(2) オリンピック冬季競技大会



(3) パラリンピック競技大会 (夏季)



(4) パラリンピック冬季競技大会



(出典) 文部科学省調べ

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
ハイパフォーマンスサポート事業 (平成 28 年度)	3,528 (3,525)	1,591	0332
スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト (平成 27 年度)	90 (90)	86	0333
ナショナルトレーニングセンターの拡充整備 (平成 27 年度)	2,667 (2,648)	3,640	0334
スポーツ国際展開基盤形成事業 (国際情報戦略強化事業から名称変更) (平成 27 年度)	76.2 (76.2)	101	0319
スポーツ仲裁活動推進事業 (平成 23 年度)	14 (14)	14	0336
女性アスリートの育成・支援プロジェクト (平成 25 年度)	380 (379)	388	0331
競技力向上支援体制の充実 (昭和 43 年度)	30 (29)	22	0325

国民体育大会開催事業 (昭和 30 年度)	462 (462)	462	0326
日本オリンピック委員会補助 (平成 2 年度)	290 (290)	197	0327
日本武道館補助 (昭和 40 年度)	62 (62)	62	0310
独立行政法人日本スポーツ振興 センター運営費交付金に必要な 経費 (平成 15 年度)	14,086.2 (14,086.2)	14,975.9	0328
独立行政法人日本スポーツ振興 センター施設整備に必要な経費 (平成 28 年度)	320.2 (319.9)	0	0329
独立行政法人日本スポーツ振興 センター研究施設整備に必要な 経費 (平成 23 年度)	64 (62)	0	0330
独立行政法人日本スポーツ振興 センター研究設備整備 (平成 15 年度)	10 (10)	0	0335
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
競技力向上事業 (平成 27 年度)	14,086 の内数 (14,086 の内 数)	—	オリンピック・パラリンピック競 技大会等における日本代表選手 のメダル獲得に向けて、各競技団 体が行う日常的・継続的な選手強 化活動を支援するとともに、2020 年東京大会で活躍が期待される 次世代アスリートの発掘・育成な どの戦略的な選手強化を行う。
独立行政法人日本スポーツ振興 センター施設整備事業 (平成 15 年度)	320 の内数 (320 の内 数)	—	独立行政法人日本スポーツ振興 センターが行うスポーツ施設の 整備事業に必要な工事費、事務 費、不動産購入費について補助を 行う。 <補助率：定額>
平成 28 年度事前 分析表からの変更 点		—	
行政事業レビュー との連携状況		—	

達成目標 2	オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。							
達成目標 2 の設定根拠	スポーツを通じた国際的な交流や貢献は、国際相互理解を促進し、国際平和に資するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	26 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	32 年度	
①国際競技団体の日本人役員数	17	—	—	17	22	25	34	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上		
	目標値の設定根拠	スポーツ基本計画を踏まえ、スポーツを通じた国際スポーツ界において活躍できる人材を養成することとされている。国際情報戦略強化事業において、東京大会が開催される平成 3 2 年度までに平成 2 6 年度当初の役員数(延べ人数)の倍増を目指すとしている。※オリンピック競技・パラリンピック競技の国際統括団体について、各国役員が就任できる理事等のポストが存在する団体数は 3 9。						
②国際競技大会の招致・開催	基準	—	—				判定 A	
	進捗状況	26 年度	2021 関西マスターズゲームズ招致実現 2014 年世界卓球選手権大会(団体戦)					
		27 年度	2021 年世界水泳選手権招致実現 第 16 回世界剣道選手権大会					
		28 年度	2026 年アジア競技大会の招致実現 第 8 回アジア冬季競技大会(2017/札幌)					
	目標	32 年度	FIFA ワールドカップ、世界陸上等の大規模国際競技大会の招致実現、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催					
目標の設定根拠	スポーツ基本計画において、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な誘致や円滑な開催を目指すこととされている。 ※招致・開催について、それぞれ 1 大会を招致・開催とする。							
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	—	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	32 年度	
① Sport for Tomorrow プログラム事業実施による直接の受益者数(実施事業における参加者数、スポーツ	—	—	—	151 か国・地域 524,065 人	187 か国・地域 1,096,000 人	189 か国・地域 2,500,000 人	100 か国・地域 1,000 万人	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

指導者の受入れ数等)	目標値の設定根拠	スポーツ基本計画において、スポーツを通じた国際的な交流や貢献は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するものであるとされている。						
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	—	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
② 国際的スポーツ人材養成プログラム（国際スポーツ団体等への派遣）（平成22年度～平成26年度）、IF（国際競技連盟）事務局スタッフ派遣支援事業（平成27年度～）による派遣人数	—	2	2	5	4	5	前年度以上	S
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標の設定根拠	スポーツ基本計画において、スポーツを通じた国際的な交流や貢献は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するものであるとされている。						

施策・指標に関するグラフ・図等

—

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成28年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成29年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム (平成27年度)	1,213.3 (1,195.7)	1,171.4	0320
スポーツ国際展開基盤形成事業 (国際情報戦略強化事業から名称変更) (平成27年度)	76.2 (76.2)	101	0319
2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業 (平成24年度)	30.2 (30.2)	28.3	0317
国連ジュニアスポーツリーダー研修事業 (平成25年度)	10 (9.3)	—	0318
ドーピング防止活動推進事業 (平成18年度)	158.5 (153.9)	201	0337
世界ドーピング防止機関等関係経費 (平成13年度)	17.2 (13.5)	24.2	0338

世界ドーピング防止機構拠出金 (平成 14 年度)	180.3 (180.3)	165.3	0339
独立行政法人日本スポーツ振興 センター運営費交付金に必要な 経費 (平成 15 年度)	14,086.2 (14,086.2)	14,975.9	0328
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名 称 (実施年度)	概 要		担当課 (関係課)
平成三十二年東京オリ ンピック競技大会・東 京パラリンピック競技 大会特別措置法 (第 189 回国会にて成立)	平成 32 年 (2020 年) に開催される東京オリンピック競技大会及 び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資する ための必要な特別な措置について定めるもの。		オリンピッ ク・パラリ ンピック課
平成三十一年ラグビー ワールドカップ大会特 別措置法 (第 189 回国 会にて成立)	平成 31 年 (2019 年) に開催されるラグビーワールドカップ大会 の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別な措置について定 めるもの。		国際課
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人日本スポーツ振興 センタースポーツグローバル人 材の活用事業 (平成 15 年度)	14,086 の内数 (14,086 の内 数)	14,976 の内数 (14,976 の内 数)	スポーツ・グローバル人材を育 成・活用するためのプログラムの 実践及び関係者間の連携構築、海 外アドバイザーの活用を図る。
独立行政法人日本スポーツ振興 センターアンチ・ドーピング活 動促進事業 (インテリジェン ス・規律機能) (平成 15 年度)	同上	同上	2015 年 1 月に行われた世界アン チ・ドーピング規定の改定及び 2020 東京オリンピック・パラリ ンピック開催に向けた I O C から の要請等に対応するため、我が国 におけるインテリジェンス・調査 活動の本格実施に向けた体制整 備、法令遵守にのっとった運用及 び中立な組織である「日本アン チ・ドーピング規律パネル」運用 を実施する。
平成 28 年度事前 分析表からの変更 点	—		
行政事業レビュー との連携状況	—		

施策に関する評価結果			
目標達成度合いの測定結果	目標超過達成／目標達成／ <u>相当程度進展あり</u> ／進展が大きくない／目標に向かっていない		
総括的な分析		項目	説明・根拠
	必要性	広く国民にニーズがあるか。国民の利益に資する施策か。	<p>オリンピック等の国際競技大会での日本人の活躍は国民に大きな感動を与え、その結果には非常に大きな関心が寄せられている。</p> <p>スポーツ活動は、本来、各個人が自主的に行うことが基本であるが、オリンピック競技大会をはじめとした国際競技大会等に出場するトップアスリートについては、</p> <p>①オリンピック競技大会などの国際競技大会は国別に競い合われていること</p> <p>②出場者は、地方又は企業の代表としてではなく、国の代表として出場するという色彩が強いことから、国として育成、強化を支援する必要性が高い。また、大規模かつ多分野横断的な対応を要するため、国の施策によってでなければ施策目標を達成するのは難しい。</p> <p>ハイパフォーマンスサポート事業や、ターゲットエイジの育成は政策目標である我が国の国際競技力の向上に直結する事業であり、オリンピック等の国際大会で好成績を残すための達成手段として必要といえる。</p> <p>また、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致の際に掲げた国際公約の一つであり、国際交流関係団体等と連携を図りながら、事業を進める必要があることから、国が総合的に推進していく必要がある。</p>
		国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。	
		明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。	
効率性	施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。	<p>政策目標の実施に当たって、いずれの施策も必要不可欠な物であり、どの施策が欠けても目標である国際競技力の向上を実現することは困難である。</p> <p>例えば競技力向上事業については、スポ</p>	

		<p>他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。</p>	<p>一ツ庁が基本方針を策定し、当該方針を踏まえ J S C が配分・採択基準を策定しており、当該基準をもとに J O C、J P C が J S C に助成金の申請を行う仕組みを構築することで、効率的に事業を実施している。</p> <p>競技別強化拠点事業において、トップレベルの競技者が同一の活動拠点で、集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行えるよう地方自治体との連携も推進している。</p>
		<p>他の施策との重複はないか。</p>	<p>様々な角度から競技力向上にアプローチをしているが、施策の重複はなく施策が相互に関連して競技力の向上に資する体制が構築されているといえる。</p> <p>また、他省庁や地方自治体、民間団体等との連携については、例えばスポーツ・フォー・トゥモローにおいては、文部科学省、外務省、J S C、J O C、J P C 等の関係団体によりコンソーシアムを設立し、関係団体間の連携強化を図っている。</p>
	有効性	<p>施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。</p>	<p>トップアスリートの競技力向上のためのトレーニング環境の確保は、国際競技力の維持・向上に必要不可欠である。</p> <p>我が国の国際競技力向上を図るため、基盤的なトレーニング環境の確保に加え、多方面からの戦略的・重点的な支援を実施することは有効かつ効果的であるといえる。</p> <p>さらに、選手の強化・支援を展開していく際には、日頃の練習をいかに良質なものとすることが重要である。リオデジャネイロオリンピック競技大会においては、日本は過去最高のメダル数となる 41 個を獲得し、リオデジャネイロパラリンピックにおいては、金メダル獲得こそ逃したものの、ロンドン大会を上回る 24 個のメダルを獲得した。競技力向上事業やハイパフォーマンスサポート事業等がこれらの成果につながったと考えられる。これらの取組は東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、オリンピック競技とパラリンピック競技に差を設けることなく、継続、発展を続けていくべきものである。その上で、パラリンピック競技の特性や競技力強化の環境等に十分配慮した支援が必要である。</p>
		<p>施策実績は目標に見合ったものか。</p>	
		<p>活動指標の実績が成果指標の実績に影響を与えているか。</p>	

			<p>また、スポーツを通じた国際的な交流や貢献は、国際相互理解を促進し、国際平和に資するなど、我が国の国際的地位の向上にもきわめて重要な役割を果たすものである。</p> <p>文部科学省、外務省、JSC、JOC、JPC等の関係団体により設立したスポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアムにおいて、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムにおける各国からのスポーツに関する要望に迅速かつ効果的に対応できる体制を構築している。</p>
<p>施策に係る問題点・今後の課題</p>	<p>次期目標・今後の施策等への反映の方向性</p>	<p>具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)</p>	
<p>①オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数の更なる向上</p>	<p>スポーツ基本計画に記載されているメダル獲得目標を達成できるよう、我が国の国際競技力向上に資する取組を一層推進する。特にパラリンピック競技については、平成26年に厚生労働省から移管されて以来、オリンピック競技と同等になるよう施策の充実を図ってきたところであるが、世界の競技水準が急激に上昇していることを踏まえ、その特性や競技力強化の環境等に十分配慮した上で、支援を一層推進する。</p>	<p><新規要求・拡充事業（同額を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイパフォーマンス・サポート事業（拡充） 平成30年度概算要求額：1,700百万円 （平成29年度予算額：1,591百万円） ・ナショナルトレーニングセンターの拡充整備（拡充） 平成30年度概算要求額：5,071百万円 （平成29年度予算額：3,640百万円） ・スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト（拡充） 平成30年度概算要求額：100百万円 （平成29年度予算額：86百万円） ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業（拡充） 平成30年度概算要求額：960百万円 （平成29年度予算額：900百万円） ・競技力向上支援体制の充実（拡充） 平成30年度概算要求額：30百万円 （平成29年度予算額：22百万円） ・日本オリンピック委員会補助（拡充） 平成30年度概算要求額：349百万円 	

		<p>(平成 29 年度予算額：197 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイパフォーマンスセンターの基盤整備 (拡充) <p>平成 30 年度概算要求額:1,100 百万円 (平成 29 年度予算額：945 百万円)</p>
<p>②2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 の確実な開催</p>	<p>左記大会の確実な開催に向け、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの国内外への展開を図るとともに、関係機関等との連携を一層深めながら大会開催準備を進める。</p>	<p>(ラグビーワールドカップ 2019 について) <新規要求・拡充事業 (同額を含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム (拡充) <p>平成 30 年度概算要求額:1,236 百万円 (平成 29 年度予算額：1171.4 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019 年ラグビーワールドカップ普及啓発事業 (拡充) <p>平成 30 年度概算要求額：51 百万円 (平成 29 年度予算額:28 百万円)</p> <p><税制改正要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う所要の非課税措置の創設について、平成 30 年度税制改正要望を実施。 ・ラグビーワールドカップ 2019 の開催に向けた税制上の所要の措置について、平成 30 年度税制改正要望を実施。

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
(※施策目標 11-3 は、文部科学省政策評価基本計画改定 (平成 29 年 4 月 1 日) により、主として新施策目標 11-3 へと引き継がれたため、当該施策目標の予算額を記載。)					
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算			23,222,901 ほか復興庁一括 計上分 0 <0>	28,339,532 ほか復興庁一括 計上分 0 <0>
	補正予算			0 ほか復興庁一括	

	算			計上分 0 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し 等				
	合 計				
執行額 【千円】					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					
—					

有識者会議での 指摘事項	—
-----------------	---

主管課（課長名）	スポーツ庁 競技スポーツ課 スポーツ庁 国際課 スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課	(初井 圭子) (今泉 柔剛) (勝又 正秀)
関係課（課長名）	スポーツ庁 政策課 スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）	(澤川 和宏) (由良 英雄)